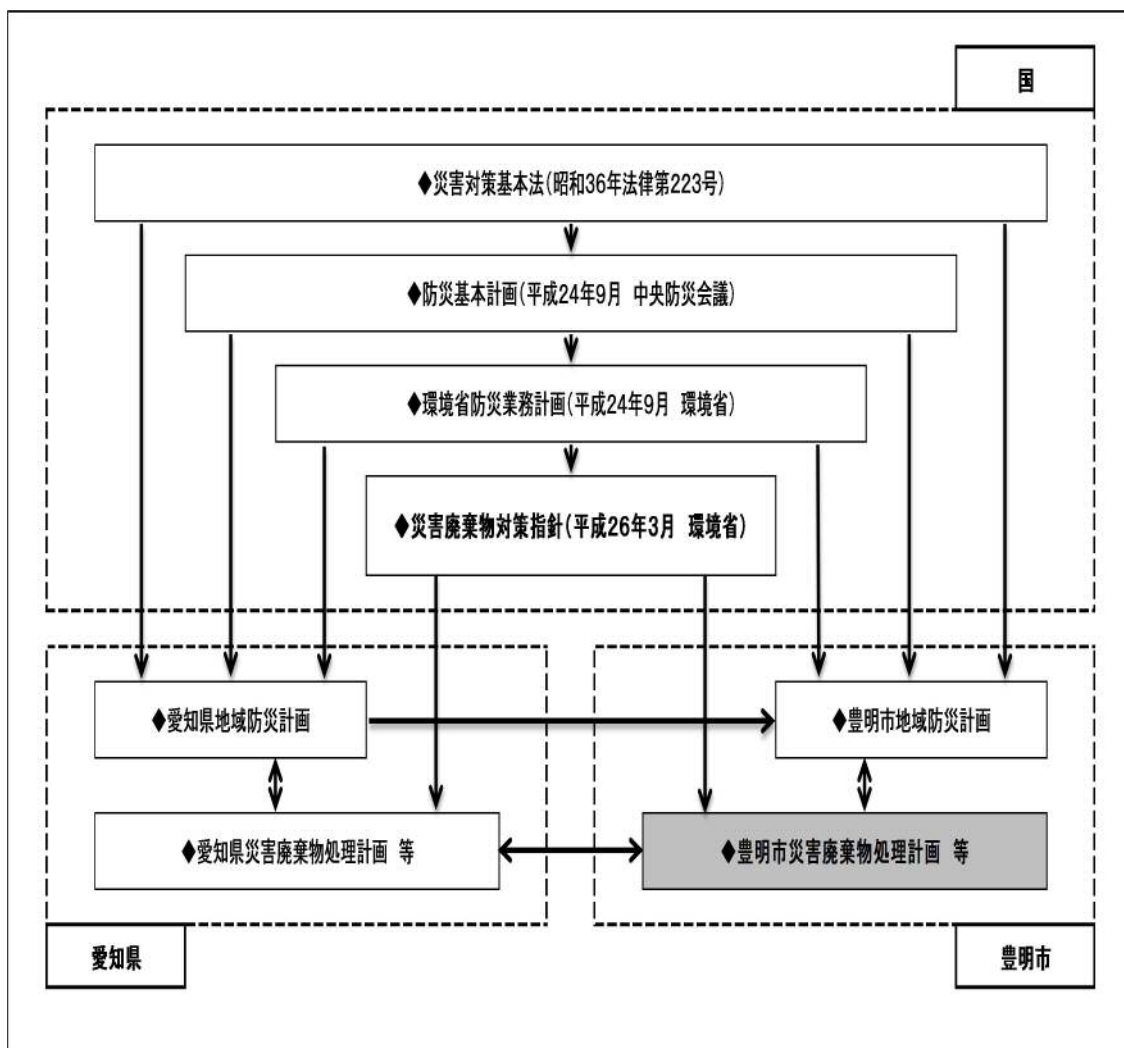


豊明市災害廃棄物処理計画（概要版）

1 計画について

本計画は、豊明市地域防災計画及び愛知県災害廃棄物処理計画と整合を図り、大規模地震、水害等の災害から発生する災害廃棄物処理を迅速かつ適正に行ない、市民の安心・安全な生活環境を守り、本市の復旧・復興へ寄与することを目的として策定するものです。



2 対象とする廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、災害の発生により特に平常時と異なる対応が必要と思われる震災廃棄物及び水害廃棄物のうち「がれき」、「粗大ごみ」、「生活ごみ」、「適正処理困難物」及び「し尿」とします。

3 対象及び想定する災害

本計画で対象とする災害は、地震災害、風水害及びその他の自然災害とし、地震災害については、南海トラフで発生するプレート境界型の地震（本市に最も被害が大きくなるケース）を想定震源とします。

震度、建物被害、死者数

最大震度	建物棟数	揺れによる建物被害（棟）		液状化による建物被害（棟）	死者数（人）
		全壊	半壊	全壊	
6強から6弱	18,428	900	3,048	40	60

※参考：豊明市地域防災計画

4 災害廃棄物処理に関する基本方針

災害廃棄物は、「衛生的な処理」、「迅速な対応及び処理」、「計画的な対応及び処理」、「環境に配慮した処理」、「再資源化の推進」、「安全作業の確認」に従い処理します。

5 仮置場の配置計画

仮置場は、市民仮置場及び一次仮置場を設置し、必要に応じて二次仮置場を設置します。

市民仮置場：災害の規模等に応じて、生活域近辺に一時的に設置する。

一次仮置場：勅使グラウンド（面積42,995㎡）に設置する。

二次仮置場：公共用地を中心として計画的に選定、確保する。

6 その他

本計画において示している主な内容は、次のとおりです。

- (1) 組織体制及び連絡体制並びに協力体制
- (2) 災害廃棄物の発生量推計
- (3) 仮置場の運用計画
- (4) 災害廃棄物、生活ごみ等及び適正処理が困難な廃棄物の処理
- (5) 貴重品及び思い出の品の取扱い
- (6) し尿の処理
- (7) 住民への広報
- (8) 資料（災害廃棄物処理等に関する協定書）